

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年3月13日
【会社名】	株式会社海帆
【英訳名】	kaihan co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久田 敏貴
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目15番15号 名古屋総合市場ビル3階
【電話番号】	052-586-2666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室室長 木曾 憲次郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目15番15号 名古屋総合市場ビル3階
【電話番号】	052-586-2666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木曾 憲次郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,995,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	298,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 2020年3月13日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	298,500株	199,995,000	99,997,500
一般募集			
計(総発行株式)	298,500株	199,995,000	99,997,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は99,997,500円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
670	335	100株	2020年3月31日		2020年3月31日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 申込み方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。  
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」という。)は行われないこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社海帆	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目15番15号 名古屋総合市場ビル3階

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
愛知銀行 名古屋駅前支店	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目22番20号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はございません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
199,995,000	2,000,000	197,995,000

- （注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2．発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、弁護士費用及びその他諸経費であります。

##### （2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
業態変更のための改装資金	100百万円	2020年4月～2021年3月
M & A 資金	98百万円	2020年4月～2021年3月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

##### 業態変更のための改装資金

2021年3月期会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）において、不採算店舗を「餃子・ハイボール酒場 熱々屋」や「サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓」等へと業態変更するための改装資金として100百万円充当する予定です。なお、改装費は1店舗当たり200百万円を見込んでおり、本資金によって合計5店舗の業態変更を実施する予定です。

##### M & A 資金

現在当社にて複数のM & A案件を検討しており、そのM & A資金として98百万円を充当する予定です。現時点において、取引先やM & A仲介会社より複数の飲食事業案件（居酒屋事業やレストラン事業、非アルコールの日常食事業等）の紹介を受け、当社との事業シナジーが見込める関東地方や東海地方で展開している企業様と協議しており、対象候補先を選定している最中になります。仮に必要資金が今回の調達資金を超過した場合には、借入金等での調達資金や自己資金を充当する予定です。今後案件が成立した場合には、適時に開示いたします。

また、M & Aの成立には不確実性が伴うため、現在当社が検討を進めているM & A案件についても検討を中止する可能性があります。そのような場合は、現時点において具体的に計画されていない新たなM & A案件に資金を充当するか否かも含めて、その時点での事業環境や中長期の事業戦略も踏まえつつ総合的に判断の上決定し、適時にその旨を開示いたします。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

氏名	久田 敏貴	
住所	福岡市東区	
職業の内容	勤務先の名称 及び役職	株式会社海帆 代表取締役社長
	所在地	名古屋市中村区名駅4丁目15番15号名古屋総合市場ビル3階
	事業の内容	居酒屋（「なつかし処昭和食堂」など）を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社の株式を56.93%（2,043,982株）保有しております。
人事関係	当社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注） 本有価証券届出書提出日現在の状況を記載しております。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営を行っており、居酒屋・レストランを17業態87店舗（2020年2月29日現在）展開しております。

外食産業の成熟化と、お客様のニーズが多様化する中で、当社としては、顧客属性の異なる都心・郊外といった立地特性やお客様の利用シーンに応じたターゲット業態を開発しサービスを提供しております。また、地域に密着した営業を通して、お客様にとって使い勝手の良い店づくりを追求することで利用価値を最大限に高めるとともに、お客様に永く愛される丁寧な店づくりを心掛けております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は依然として厳しく、主要事業である居酒屋業界は、他業界と比較すると参入障壁が低いため新規参入が多く、実質賃金の伸び悩み、若年世代の飲酒離れ等、非常に厳しい競合状態が続いています。また、継続的な店舗の見直しを伴う閉店による売上減少、原材料費の高騰や人件費の実質的な増加などにより、売上・利益共に減少が続いております。具体的には、2019年3月期の連結会計年度の業績は、売上高4,920百万円（前連結会計年度比15.8%減）、営業損失259百万円（前年同連結会計年度は営業損失6百万円）、経常損失261百万円（前年同連結会計年度は経常損失9百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失510百万円（前年同連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失137百万円）となりました。

< 当社の最近3か年の主要な連結業績（百万円） >

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高	6,340	5,840	4,920
営業利益又は営業損失（ ）	30	6	259
経常利益又は経常損失（ ）	49	9	261
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	10	137	510

その結果、2020年2月14日付の第3四半期報告書にて、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している旨を公表しております。

この状況を早期に解消又は改善するため、本年度より「変革」をテーマに利益体質の早期構築を実現すべく、経営資源の選択と集中を推し進め、既存店舗の業態変更や不採算店舗の撤退を進めつつも、M&Aによる収益事業の獲得等にも鋭意取り組んできました。

既存店舗の業態変更については、既存の不採算の店舗を「餃子・ハイボール酒場 熱々屋」や「サムギョブサルの美味しいお店 ぶた韓」へトリニューアルオープンし、順調に収益店舗化を果たしております。

M&Aについては、「立喰い焼肉 治郎丸」や「葵屋」の事業を譲り受け、収支の向上に取り組んで参りました。

< 当社の最近3か年の店舗状況 >

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
期末店舗数	109	101	91
新規出店数	21	9	3
退店実施数	6	17	13
業態変更店舗数	4	6	6

一方で、負債は減少しているものの、既存店の業態変更等による支出もあり、自己資本比率は、2020年3月期第3四半期会計において0.5%と低水準にあります。

< 当社の最近3か年の連結財務状況(百万円) >

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期 第3四半期
総資産	2,852	2,152	1,767
純資産	714	190	8
自己資本比率(%)	25.1	8.8	0.5

(注) 2020年3月期より連結決算から単体決算へ移行しております。

そのため、堅実で安定した企業経営を裏打ちする財務基盤の強化と現在取り組んでいる「変革」を、来期以降も引き続き推進していくためにも、本年3月中の自己資本の拡充と共に、業態変更のための改装資金やM&A資金の調達を目指しておりました。

その最中、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクの高まりに伴い、飲食業界においては来店客が大人数での宴会を控える等の傾向がみられており、当社においても同様な影響が出ております。これから歓送迎会シーズンに入るものの、この傾向が続く可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、本年3月中に財務基盤の強化を図り、且つ資金調達を行うことが、経営を安定させながらも、現在の「変革」をより推進していくことになると判断し、3月中に本第三者割当を実施できるよう取り組んで参りました。

なお、第三者割当実施にあたり、その他の手法による資金調達も勘案しましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済全体の不確実性が高まっており、投下した資金の回収が可能か、その蓋然性を合理的に見積もることは困難な市場環境にあり、返済が必要な借入資金を充当するのではなく、長期かつ安定的な資金により投資すべきと判断しております。また、資本性のある資金調達手段として公募増資や株主割当増資も考えられるものの、これらの方法では調達コストが相対的に高まることや、手続きの準備にかかる期間が長期化すること等も考慮し、適切でないと判断いたしました。

上記判断のもと、迅速かつ確実な資金調達が可能である当社代表取締役且つ当社筆頭株主(当社普通株式2,043,982株、持株比率56.93%)である久田敏貴氏との間で本年1月中旬から協議を開始し、その結果、久田敏貴氏を本件第三者割当の引受人として選定するに至りました。

今回の第三者割当増資は、財務体質の安定化を図りながらも、「変革」のための成長資金の調達に繋がるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消又は改善することに資することになります。また、当社の創業者であり代表取締役である久田敏貴氏が、これまで以上に企業価値向上を目指して当社の経営にコミットすることになります。よって、今回の第三者割当増資は、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 298,500株

## e 株券等の保有方針

当社は、久田敏貴氏が本第三者割当により取得する当社株式を、中長期的に保有する方針であり、短期売買目的としているものではないことを口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する資金について、割当予定先である久田敏貴氏より自己資金を充当する旨の報告を受けるなど、財産状況について聴取し、2020年3月13日時点で引受金額以上の預金残高があることを口頭にて確認しております。以上のことから、割当予定先は、払込みに必要な資金を保有していると判断しております。

## g 割当予定先の実態

当社は、インターネット上のデータベース検索を利用し反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み複合的に検索することにより、その係わりを調査した結果、割当予定先と反社会的勢力等との係わりを疑わせるものは検出されませんでした。なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との一切関係がないこと示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2020年3月12日）までの1ヶ月間における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値単純平均である670円（円単位未満四捨五入。平均値の計算において以下同じ。）といたしました。

当該発行価額は直前の営業日（2020年3月12日）における終値595円に対しては12.61%のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間（2019年12月13日から2020年3月12日まで）の終値単純平均である717円に対しては6.56%のディスカウント、本取締役会決議日の直前6ヶ月間（2019年9月13日から2020年3月12日まで）の終値単純平均である727円に対しては7.84%のディスカウントとなります。

当社は、2020年2月14日に第3四半期の決算発表を行っており、当該公表内容を反映した株価を考慮し且つ直近の新型コロナウイルス感染症の感染リスクに伴う株価下落も考慮すべく、発行価額を本取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値単純平均を参考に、決定することとしました。

なお、上記を踏まえると、発行価額の670円は、日本証券業協会の2010年4月1日付の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、本株式の発行価額は、特に有利なものではなく、合理的なものと判断しております。

本第三者割当に係る取締役会では、当社監査役3名全員が、当該発行価額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会の第三者割当の取扱いに関する指針に準拠しており、特に有利な発行価格には該当しない合理的な水準であり、適法である旨、意見を表明しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当に係る株式数は298,500株（議決権個数2,985個）であり、2019年9月30日現在の発行済株式総数3,590,400株を分母とする希薄化は8.31%（2019年9月30日現在の総議決権個数35,898個に対し8.32%）となり、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、本第三者割当により調達した資金を使用し、企業の成長を加速させることが、中長期的な当社の企業価値の向上に資するものと判断していること、及び割当予定先が中長期的な保有をする方針であり、本第三者割当による株式が一時に株式市場に流れ出すことは想定されておらず、市場への影響が軽微であることから、本第三者割当による希薄化の影響に対しては、既存株主の皆様には不利益に働くことはないと考えております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
久田 敏貴	福岡市東区	2,043,982	56.94	2,342,482	60.24
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3 番2号	84,300	2.35	84,300	2.17
海帆取引先持株会	名古屋市中村区名駅四丁目15番 15号	54,800	1.53	54,800	1.41
むさし証券株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目 333番13号	47,400	1.32	47,400	1.22
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7 番3号	26,000	0.72	26,000	0.67
若杉 精三郎	大分県別府市	18,000	0.50	18,000	0.46
久田 由美子	愛知県名古屋市中村区	17,547	0.49	17,547	0.45
木曾 憲次郎	愛知県名古屋市区	16,770	0.47	16,770	0.43
小島 聡	愛知県春日井市	16,770	0.47	16,770	0.43
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	13,800	0.38	13,800	0.35
計		2,339,369	65.17	2,637,869	67.84

(注) 1. 2019年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を2019年9月30日現在の総議決権数35,898個に本第三者割当により増加する議決権数2,985個を加えた数で除して算出した割合であります。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、2019年9月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年3月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2020年3月13日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 2 臨時報告書の提出

組込情報である第16期有価証券報告書の提出日（2019年6月21日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2019年6月24日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2019年6月21日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

久田敏貴、木曾憲次郎、小島聡、福井敦之、家田大輔、國松晃を取締役に選任するものであります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、伊藤歌奈子を補欠監査役に選任するものであります。



(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案					
久田 敏貴	27,649	269	12	(注)	可決 98.74%
木曾 憲次郎	27,658	260	12		可決 98.78%
小島 聡	27,654	264	12		可決 98.76%
福井 敦之	27,654	264	12		可決 98.76%
家田 大輔	27,637	281	12		可決 98.70%
國松 晃	27,637	281	12		可決 98.70%
第2号議案	27,676	254	-	(注)	可決 98.84%

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月21日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月21日

株式会社海帆

取締役会 御中

### 監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小島 浩司 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大國 光大 印  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社海帆の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社海帆の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社海帆が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

株式会社海帆

取締役会 御中

### 監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小島 浩司 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大国 光大 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社海帆の2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月14日

株式会社海帆

取締役会 御中

## 監査法人東海会計社

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小島 浩司 印代表社員  
業務執行社員 公認会計士 阿知波 智大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社海帆の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社海帆の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。